ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。			
三　この表中第一号及び第二号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。	稼働病床の数		八四二、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
四　五以外の病院	結核病床の許可病床の数		一、八一三、〇〇〇円
	精神病床の許可病床の数		一、二六五、〇〇〇円
五　リハビリテーション専門病院	稼働病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数		三九六、〇〇〇円

第二条第一項第一号の表第五十一号二中「一〇、六三四、〇〇〇円」を「九、五七一、〇〇〇円」に改め、同号五中「一、一八七、〇〇〇円」を「一、〇六八、〇〇〇円」に改め、同号六中「調査した数」を「調査した許可病床の数」に改め、同表第五十五号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表第五十六号を次のように改める。

五十六　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する金融機関との間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の利子支払額等があること。	一　次の算式によって算定した額 算式 A×0.75＋B×0.5 算式の符号 A　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資（当該道府県が無利子で貸し付けるもので、当該民間事業者等が新たに従業員等を雇用することが融資の条件とされているものに限る。以下同じ。）に要する経費に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（用地事業に係るものを除く。）の当該年度における利子支払額 B　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資に要する経費に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（用地事業に係るものに限る。）の当該年度における利子支払額 二　次の算式によって算定した額 算式 A×0.75	次の各号によって算定した額の合算額とする。

	算式の符号 A　地域の振興に資する事業（平成27年度以降に着手したものに限る。）を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資に係る債権の保全及び回収の確保を図るため連帯保証を要する場合に、民間事業者等が保証人に支払う連帯保証料に対して、当該道府県が補助金・交付金等として交付する場合の当該交付額	
	第二条第一項第一号の表第五十八号中「〇・五」を「〇・八」に改め、同表第六十号中「基づくもの」の下に「であつて、平成三十年四月一日までに行われたもの」を加え、同表に次の二号を加える。	
六十四　指定管理鳥獣捕獲等に要する経費があること。	次の各号によって算定した額の合算額とする。 一　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額	
六十五　地域の資源と資金を活用して地域における循環を創造する経済取組に要する経費があること。	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十三条第一項に基づき市町村が作成する創業支援事業計画に位置付けられている事業について、次の各号によって算定した額の合算額とする。 一　地域密着型企業の創業に係る初期投資への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・七を乗じて得た額 二　地域の資源と資金を活用して創業を行う法人等に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額	

第二条第一項第二号二中「勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当若しくは期末特別手当」に改め、同号ホ算式中「102円」を「100円」に、「52円」を「54円」に、「16,414円」を「16,237円」に改め、同号ホ算式の符号D中「第9条第1項の表都道府県の項第5号30」を「第9条第1項の表都道府県の項第7号30」に改め、同号チ算式の符号B算式中「161,560」を「158,980」に、「0.972」を「0.964」に、「0.896」を「1.016」に改め、同号チ算式の符号B算式の符号a中「第9条第1項の表都道府県の項第4号2」を「第9条第1項の表都道府県の項第6号2」に改め、同号チ算式の符号B算式の符号b中「第9条第1項の表都道府県の項第6号3」に改め、同号チ算式の符号B算式の符号c中「第9条第1項の表都道府県の項第4号4」を「第9条第1項の表都道府県の項第6号4」に改め、同号チ算式の符号C算式中「161,560」を「158,980」に、「0.972」を「0.964」に、「0.896」を「1.016」に改め、同号チ算式の符号C算式の符号a中「第9条第1項の表都道府県の項第4号3」を「第9条第1項の表都道府県の項第6号3」に改め、同号チ算式の符号b中「第9条第1項の表都道府県の項第4号4」に改め、同号リ中「第三条第一項第二号の表第十七号」を「第三条第一項第二号の表第十四号」に改め、同号ヌ中「第三条第一項第二号の表第十九号」を「第三条第一項第二号の表第十六号」に改め、同号ル中「第三条第一項第二号の表第二十号」を「第三条第一項第二号の表第十七号」に改め、同号ヲ中「第三条第一項第二号の表第二十一号」を「第三条第一項第二号の表第十八号」に改め、同号ワ中「第三条第一項第二号の表第二十二号」を「第三条第一項第二号の表第二十一号」に改め、同号カ中「第三条第一項第二号の表第二十五号」を「第三条第一項第二号の表第二十二号」に改める。

第三条第一項第二号の表第六号算式の符号B中「81円」を「82円」に、「1,673円」を「1,637円」に改め、同表中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、同項第三号イ中「第十号から第十四号まで、第十九号」を「第十号、第十二号から第十四号まで」に、「第三十四号、第五十一号、第五十五号から第五十八号まで、第六十二号及び第六十五号」を「第三十三号、第四十六号、第五十号から第五十三号まで、第五十七号及び